

保税業務の基礎知識

(保税初任者研修)



令和6年5月
監視部保税地域監督官

- 1 はじめに
- 2 保税地域の役割
- 3 保税地域の種類・機能
- 4 貨物の流れ
- 5 見本の一時的持出
- 6 廃棄と滅却
- 7 貨物の取扱い
- 8 保税運送
- 9 貨物の収容能力の増減等（含む工事届）
- 10 NACCS業務の流れ（輸入・輸出）
- 11 NACCS掲示板
- 12 税関への情報提供について

1 はじめに（用語について）

「輸入」や「輸出」及び「積戻し」の手続きを、「通関手続」と呼んでいます。



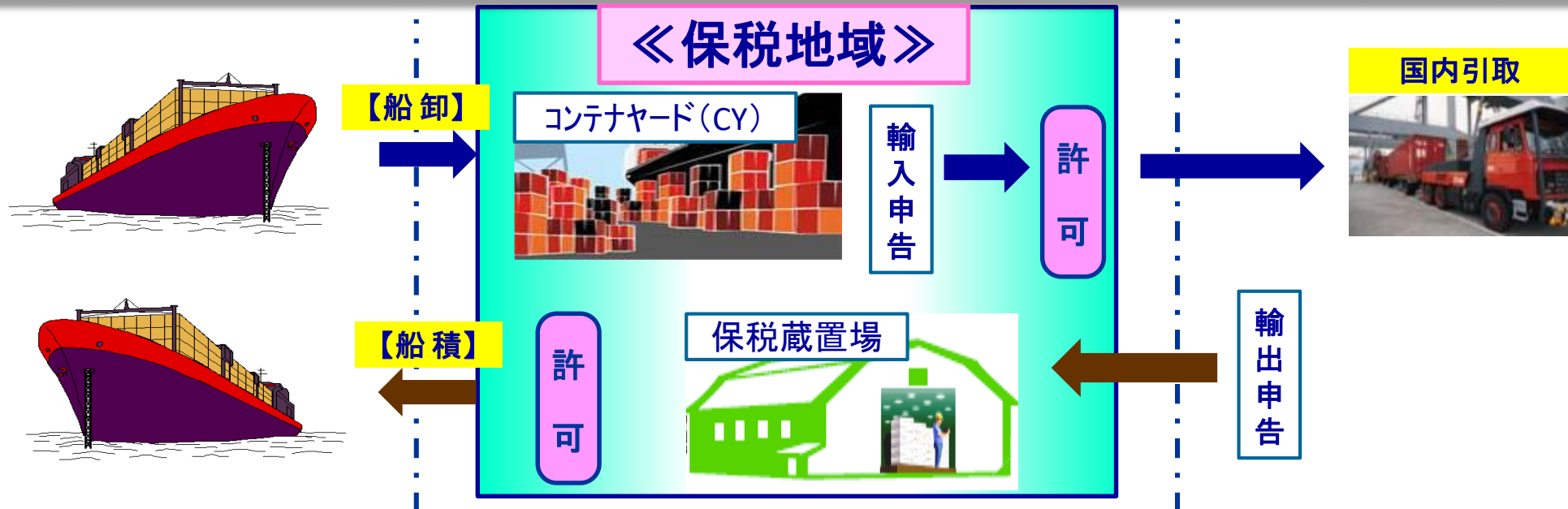
- ①「輸入」とは ⇒ 外国から到着した貨物を日本国内に引き取ること
又は、輸出の許可を受けた貨物を日本国内に引き取ること
- ②「輸出」とは ⇒ 内国貨物を外国に向けて送り出すこと
- ③「外国貨物」とは ⇒ 外国から日本に到着した貨物で、輸入の許可を受けていない貨物
又は、輸出の許可を受けた貨物
- ④「内国貨物」とは ⇒ 外国貨物ではない貨物
- ⑤「積戻し」とは ⇒ 外国貨物を日本から外国に向けて送り出すこと



- 税関では、主に3つの法律の規定に基づいて業務を行っています。
- ・関税法（関税の徴収、通関手続き、保税制度 等）
 - ・関税定率法（関税率、特殊関税制度、減免税制度 等）
 - ・関税暫定措置法（税率の特例、減免税制度の特例 等）

1 はじめに（保税地域とは）

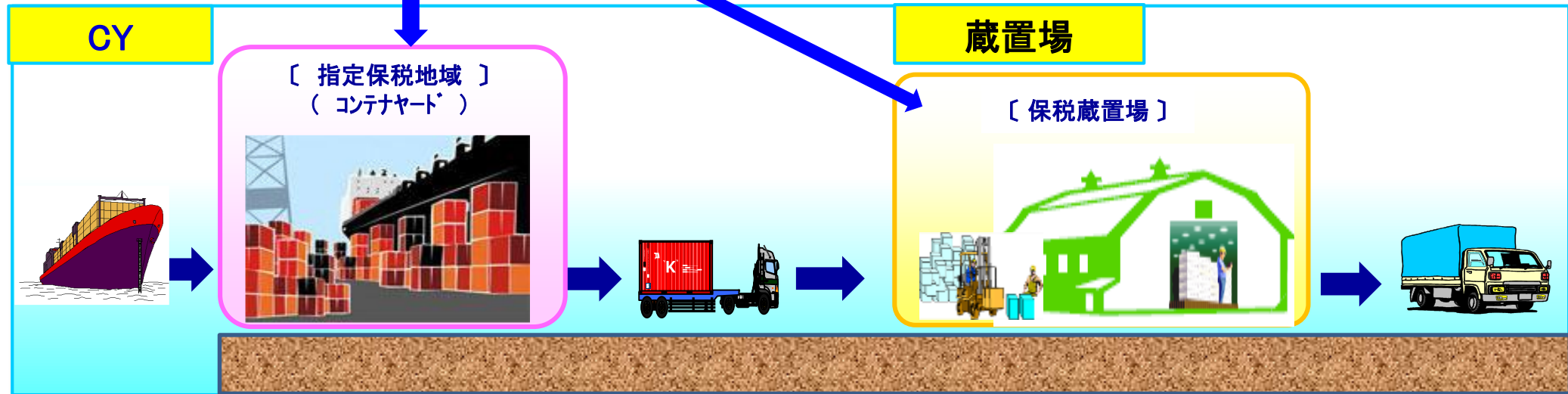
- 貨物を輸出・輸入するときは、税関長に申告し、税関長の許可を受ける必要があります。
 - ・ 輸入申告は、原則として貨物を「保税地域」に入れた後に行う必要があります。
 - ・ 輸出申告は、「保税地域」に入れる前に行うことができます。 ここ大事！
 ただし、許可については、保税地域に入れた後となります。
- 輸入の場合、関税及び消費税等を納付しないと輸入の許可を受けることができません。



1 はじめに（保税の原則）

◎ 外国貨物を置く場所の制限

外国貨物は、**保税地域** 以外の場所に置くことができない（関税法第30条）。



■ 巨大な貨物や大量の貨物等、保税地域に置くことが困難、不適当な場合には法第30条第1項第2号の規定により、税関長が期間・場所を指定して許可した貨物を保税地域以外に置くことができます。

2 保税地域の役割 ①

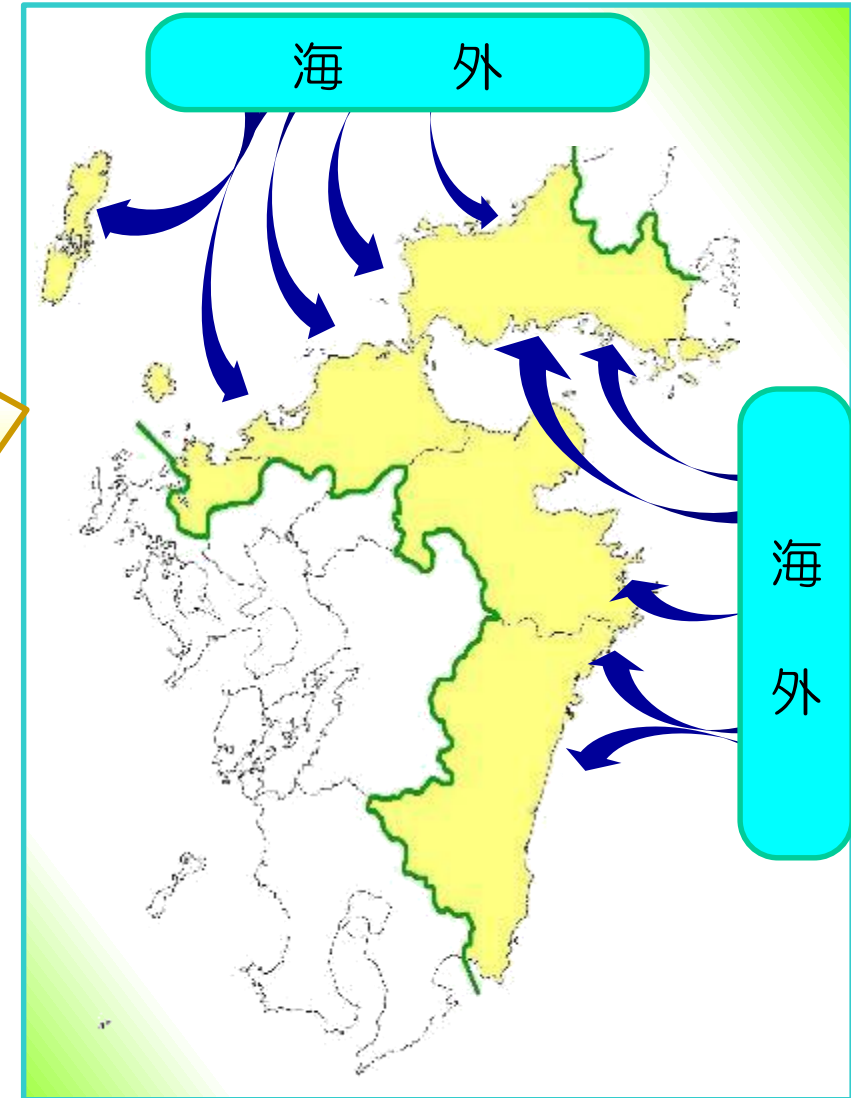
■ 保税地域がなかったら・・・

- ◆ **どこからでも**貨物を国内に引き取ることが可能。
つまり、貨物は任意の場所に置かれ、貨物の抜き取り、すり替えなどの不正行為が容易となる。
- ◆ 不正薬物・銃器等の効率的・効果的な取締り、適正な申告・徴税の確保が困難となる。

不正薬物・銃器等の国内流入

公益性の損失！

- ◆ 国民生活の安全・健康の維持
- ◆ 国際的な平和維持・環境保護等



2 保税地域の役割 ②

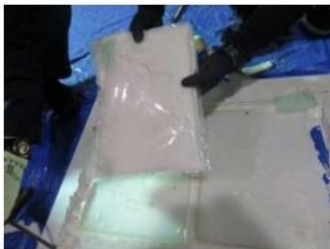
貨物の保税地域への集中

貨物を税関の監督下の保税地域に置いて管理することが効果的

不正薬物等の水際阻止！

PVCボードに 隠匿された覚醒剤を摘発

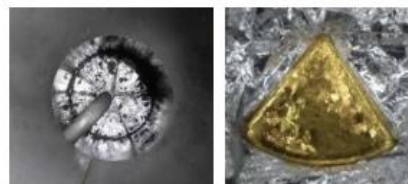
アラブ首長国連邦から到着した海上貨物から、PVCボードに隠匿された覚醒剤相当量を摘発しました。※推定重量は約700kg



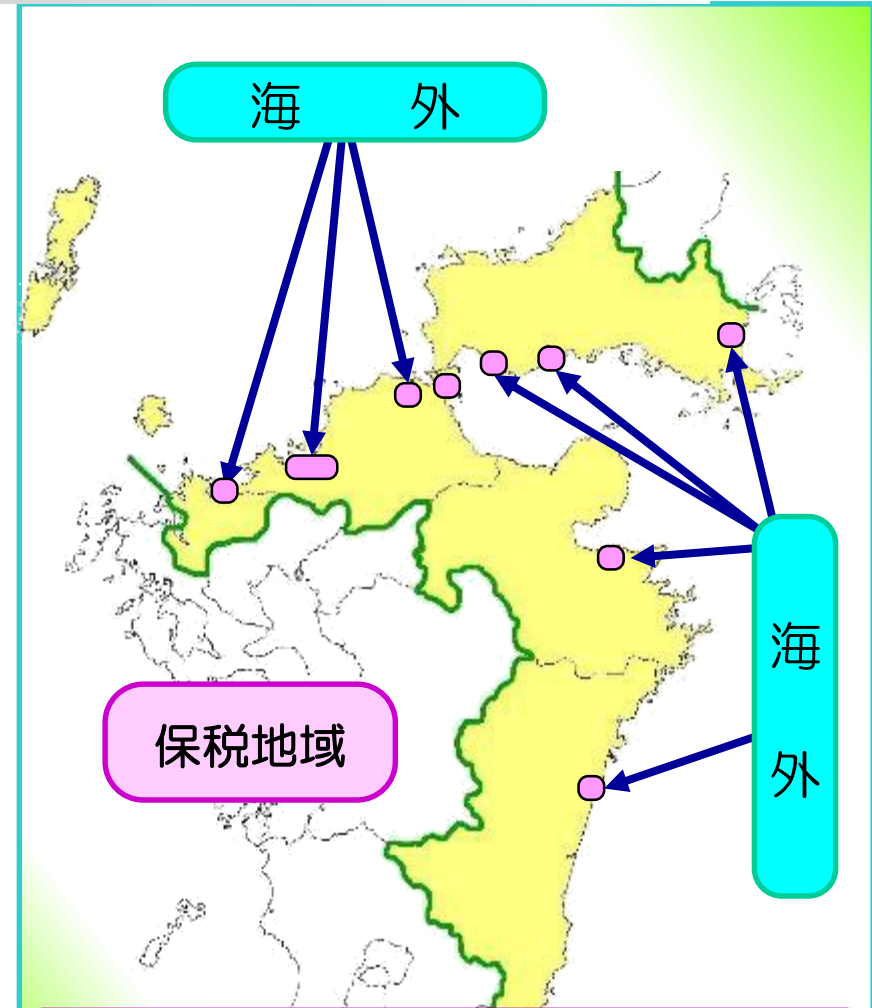
(令和5年3月、東京税関)

コンプレッサーに 隠匿された金地金を摘発

香港から到着した海上貨物から、コンプレッサー8台に分散隠匿された金地金約16キログラム(40塊)を摘発しました。



(令和5年6月、大阪税関)



- ★効率的・効果的な検査の実施
- ★輸入貨物に係る関税債権の確保

3 保税地域の種類・機能①

保税地域は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域 の5種とする。

イメージ図

総合保税地域

保税蔵置場、保税工場及び保税展示場の機能を総合的に活用できる場所

保税蔵置場

外国貨物の一時蔵置及び長期蔵置 (3か月・2年)ができる場所

保税展示場

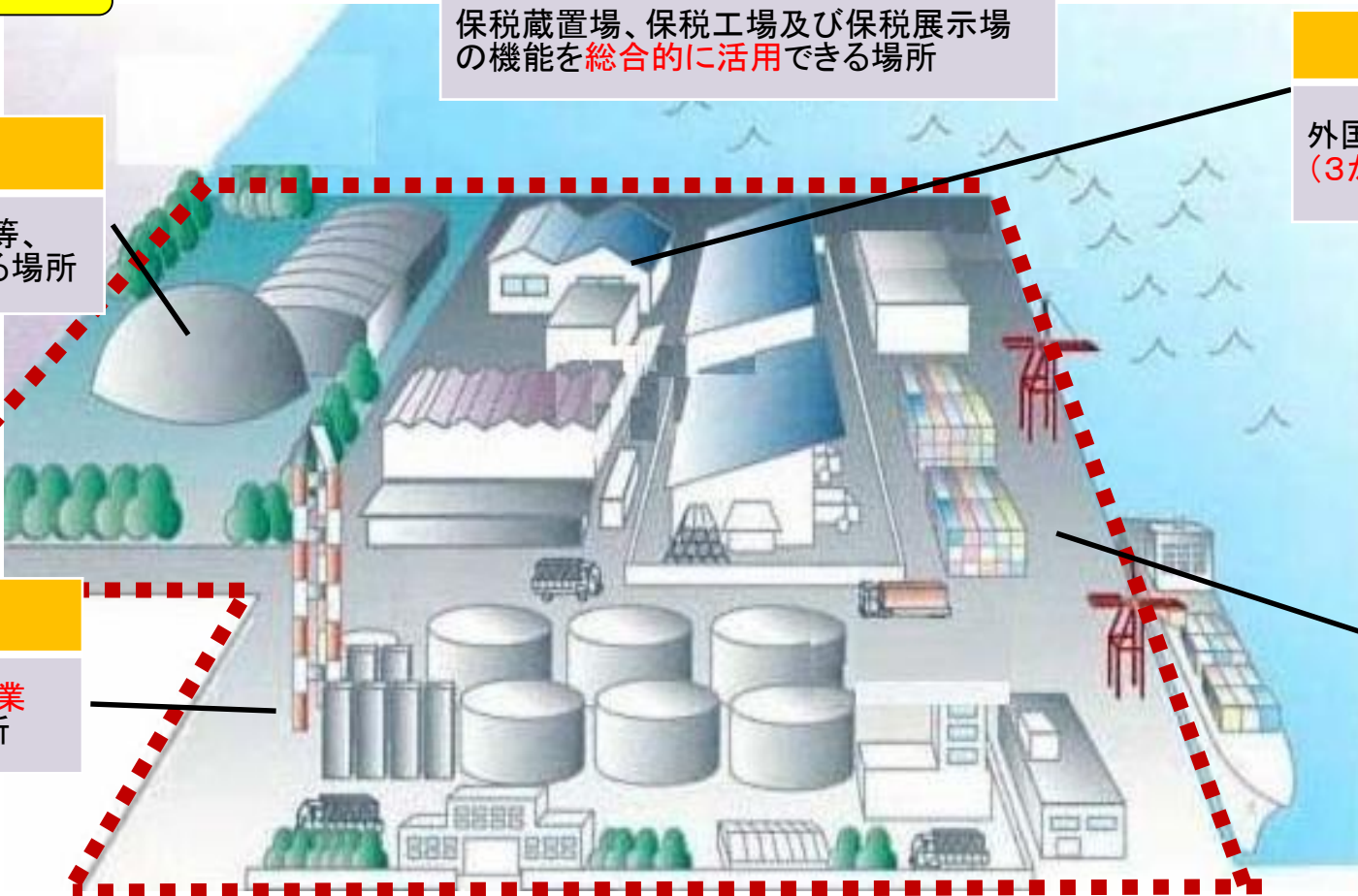
国際的な博覧会や見本市等、外国貨物の展示等ができる場所

保税工場

外国貨物についての保税作業 (加工・製造等)が行える場所

指定保税地域

貨物の積卸や迅速な税関手続きを行うために外国貨物を一時的 (1か月)に蔵置できる場所



3 保税地域の種類・機能②

種 類 関係条文	機 能	蔵置期間	形 式
指定保税地域 【関税法第37条～41条の3】	一時蔵置（通関） 点検・改装・仕分	1 か月	<u>財務大臣の指定</u>
保税蔵置場 【関税法第42～49条】	一時蔵置（通関） 長期蔵置（保管） 点検・改装・仕分	3か月 蔵入（IS）承認後2年 （延長可）	<u>税関長の許可</u>
保税工場 【関税法第56～61条の4】	加工・製造 改装・仕分	2年 （延長可）	



■上記のほか、保税展示場と総合保税地域があります。
また、貨物の取扱件数（輸出入件数）は、指定保税地域、
特にコンテナヤードが多くなっています。

保税地域における倉主の義務

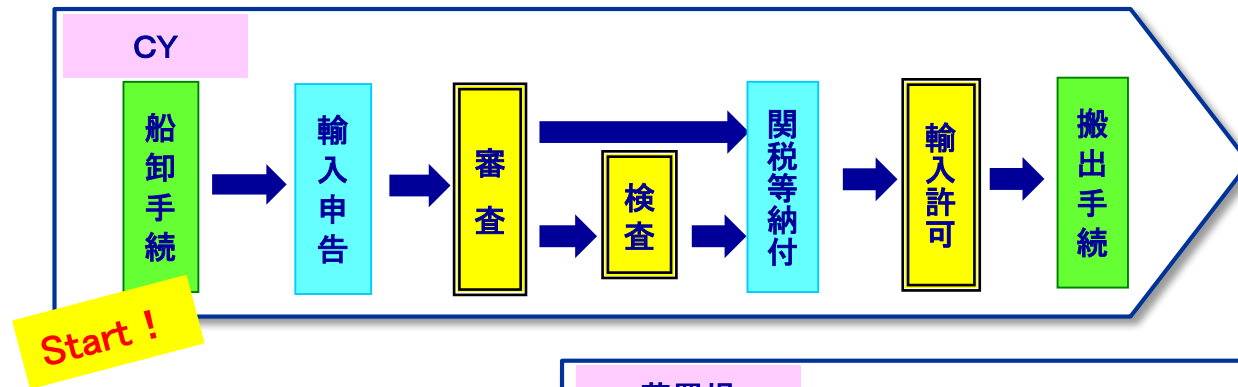
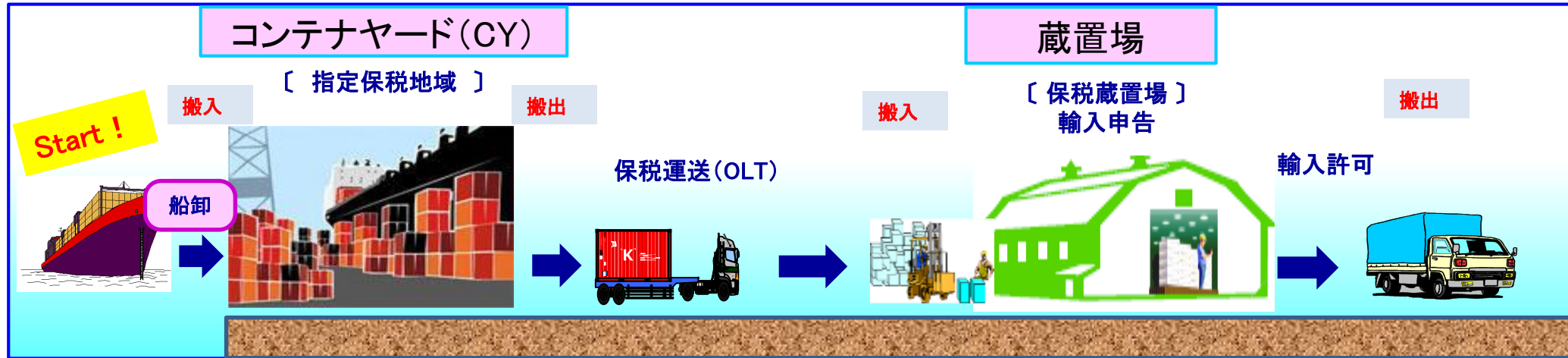
倉主：保税地域の許可を受けた者、指定保税地域の貨物管理者

- イ 関税の納付義務（亡失・滅却の場合）
- ロ 貨物の搬出入等に係る記帳義務
- ハ 貨物管理に関する社内管理規定の整備

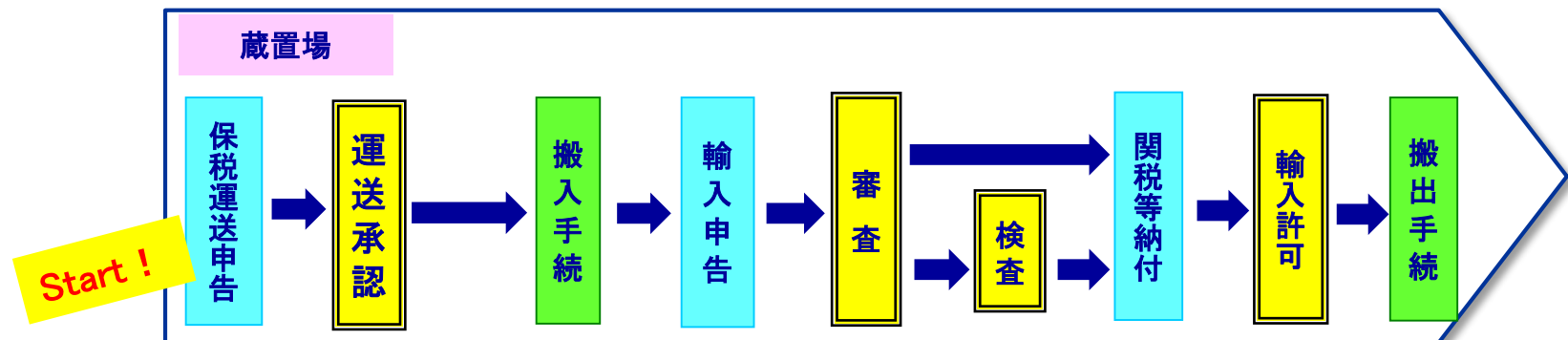


■社内管理規定はコンプライアンス・プログラムといい、CPという略称で呼ばれます。

4 貨物の流れ（輸入コンテナ貨物）



凡例)
 ○ 緑色 ⇒ 倉主(オペレータ、蔵置場)
 ○ 水色 ⇒ 通関業者
 ○ 黄色 ⇒ 税関



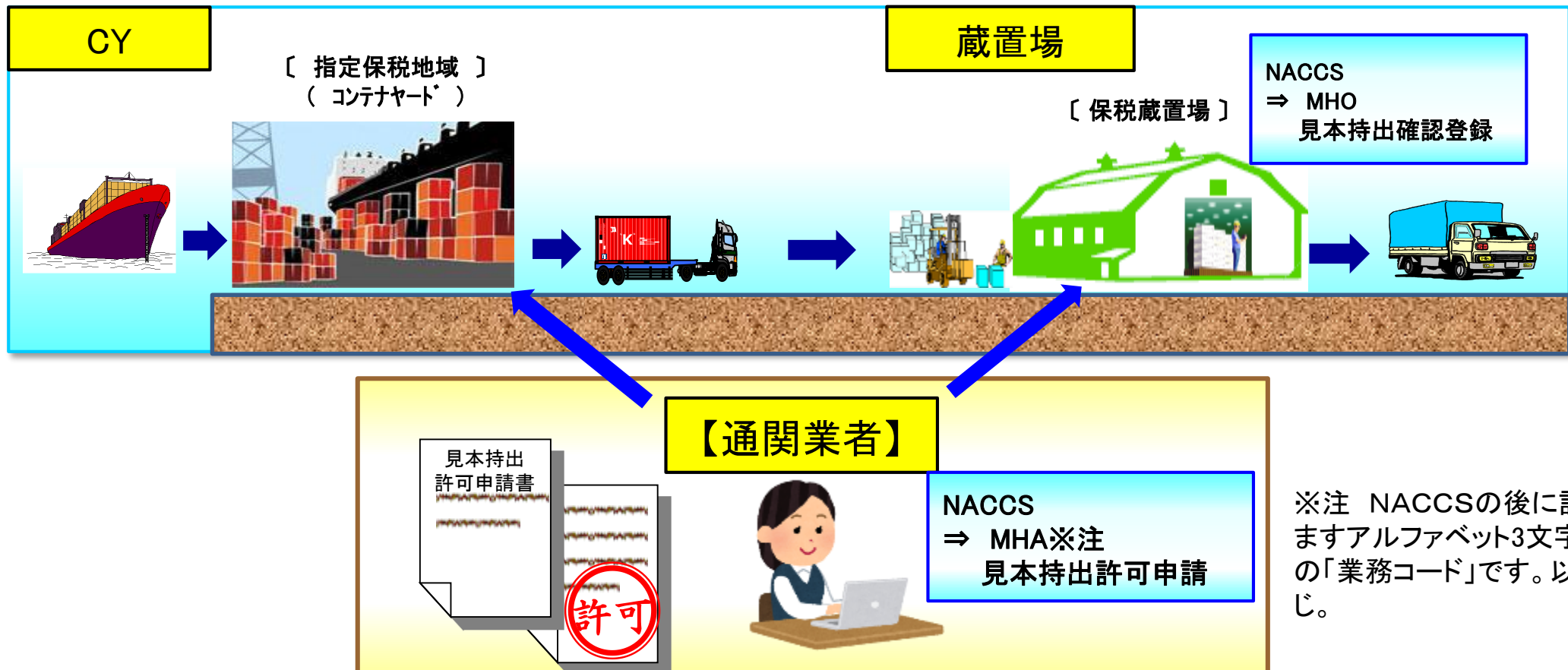


5 見本の一時的持出①



◎ 見本の一時的持出し

保税地域から、外国貨物を 見本 として一時持ち出そうとする場合には、
税関長の許可を受けなければならない（法第32条）。



5 見本の一時持出②

申請番号 税関様式C 第 3060 号

見 本 持 出 許 可 申 請 書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名（名称及び代表権者の氏名）

関税法第 32 条の規定により下記のとおり外国貨物を見本として一時持ち出したいので申請します。

記

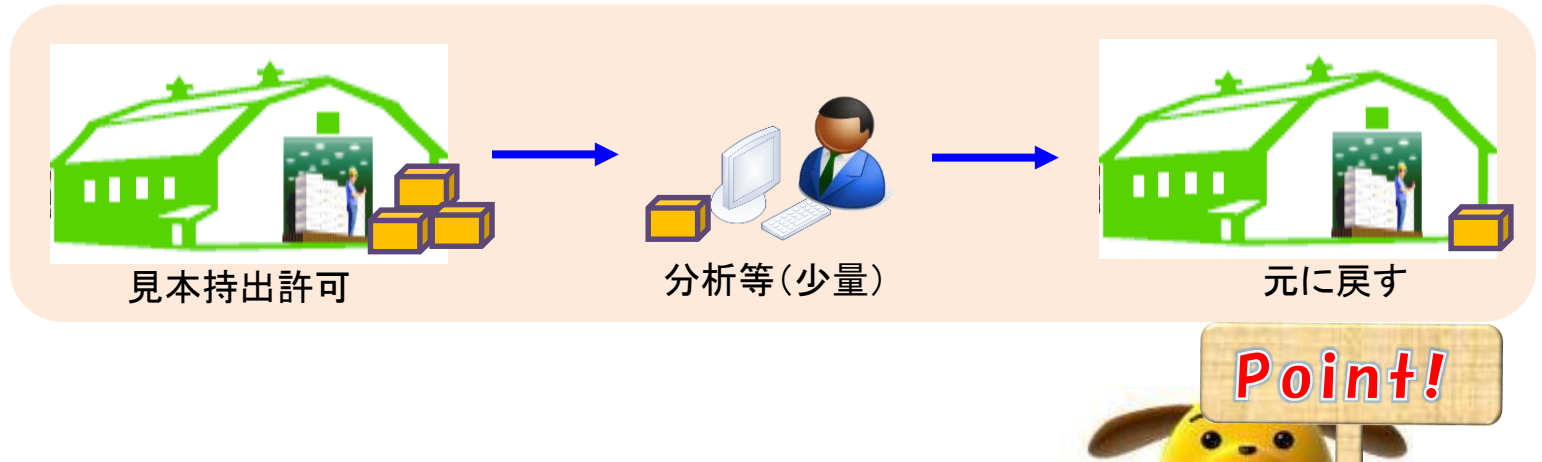
蔵置場所				
上記場所に搬入した年月日		持出しの期間 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
持出し先				
記号及び番号	品 名	個 数	数 量	価 格
持出し事由				

（注）1. 法人においては、申請者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
 なお、申請者は原則として貨主である法人の名称及び代表者の氏名（申請者が個人の場合は、申請者の氏名）を記載するものとするが、通関業者が貨主に代わって申請する場合は、代理人である旨を明記し、貨主の名称等を併記してください。
 2. この申請書は2通提出して下さい。

（規格A4）

【見本持出許可】

- NACCS
業務コード：MHA 業務名：見本持出許可申請
- マニュアル 税関様式：C-3060



• 見本の一時的持ち出しが認められる外国貨物は、課税上問題が無く、かつ、少量のものに限られる。

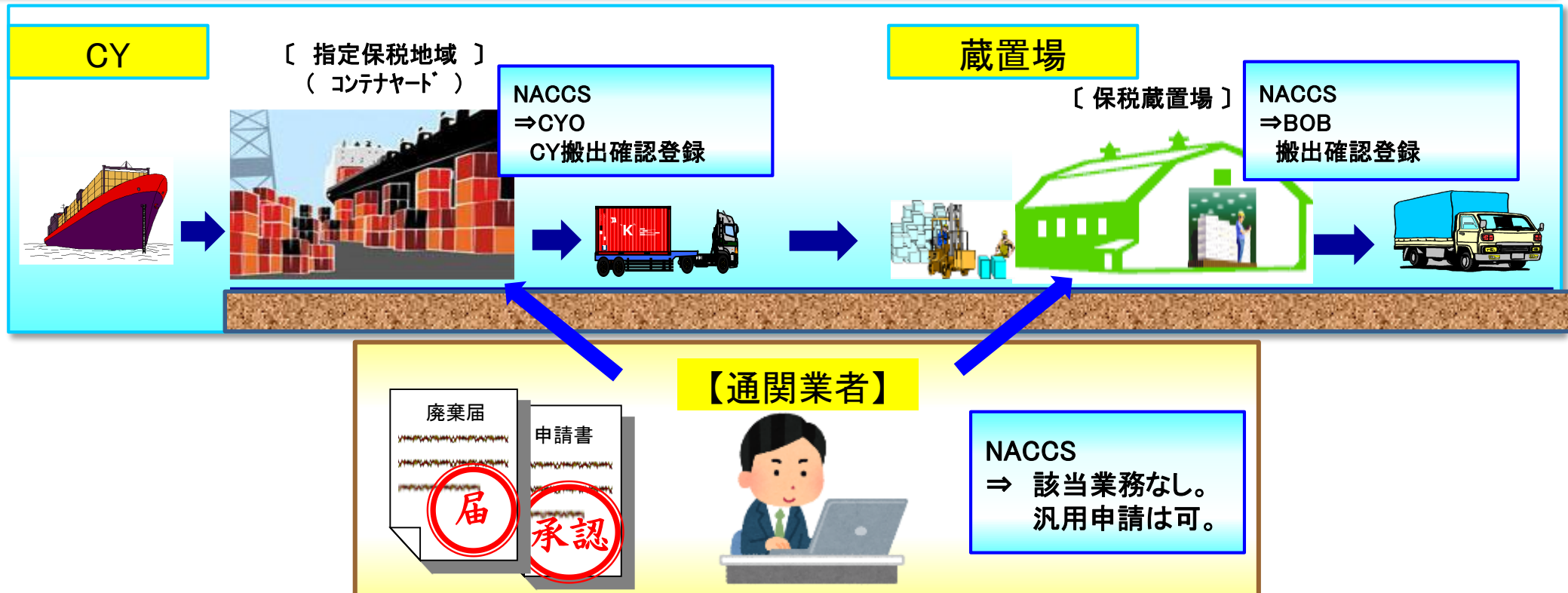
• 見本として持ち出す外国貨物は、税関長の指定する期間内に元の保税地域に戻し入れるのが原則。

※ 但し、例外として、税関長の指定する期間内に残余の外国貨物と一括して輸入許可を受けた場合は戻し入れ不要

6 廃棄と減却①

【廃棄】保税地域にある外国貨物を廃棄しようとする者は、**あらかじめその旨を税関に届け出**なければならない。（関税法第34条）

【減却】保税蔵置場にある外国貨物が亡失し、又は減却されたときは、当該保税蔵置場の許可を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。ただし、・・・**あらかじめ税関長の承認を受けて**減却された場合は、この限りでない。（関税法第45条）

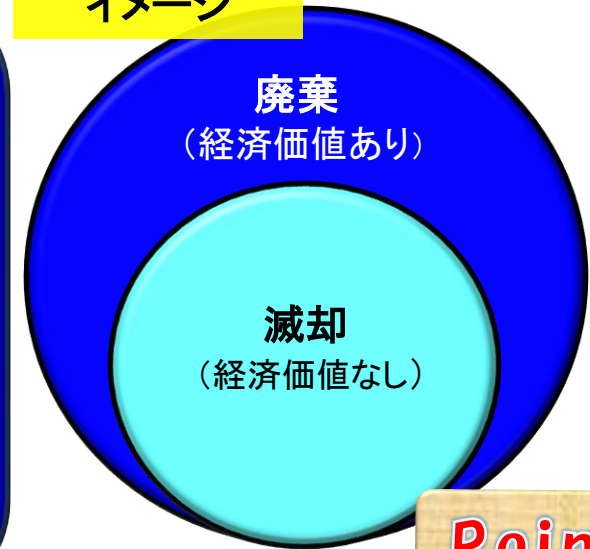


6 廃棄と滅却②

廃棄（関税法第34条・基本通達34-1）
滅却し、又は腐敗、変質等により本来の用途に供されなくなった外国貨物をくずとして処分すること
→くず等の形状で存在（鉄くず等）

滅却（関税法第45条・基本通達45-1）
焼却等により貨物の形態をとどめなくすること

イメージ



Point!

【廃棄】税関様式：C-3080

滅却以外の廃棄である場合は、**廃棄後の現状により輸入手続き必要**

【滅却】税関様式：C-3170

関税の納付義務は**免除**される。

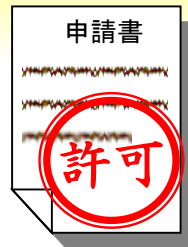
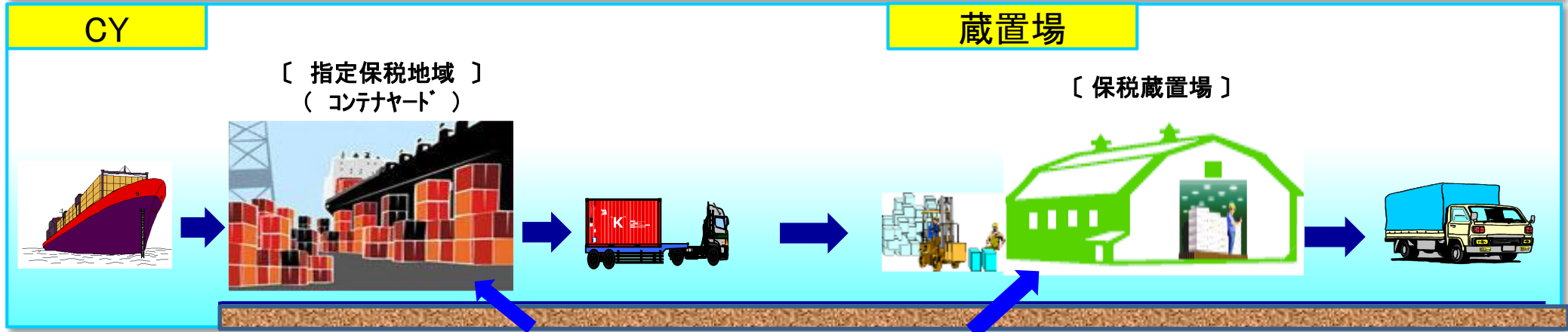
• NACCS

汎用申請 申請手続種別コード：廃棄：H46等
滅却：H22等

7 貨物の取扱い①

◎ 取扱い

- 保税地域にある外国貨物について、内容の点検、改装、仕分けその他の手入れをすることができる（法第40条第1項）。⇒倉主の記帳で足りる。
- 保税地域にある外国貨物について、見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為を行う場合には、**事前に税関長の許可**を受ける必要がある。（法第40条第2項）



【通関業者】



◆内容点検等

NACCS
⇒ SHN(内容点検)、
SHS(仕分け)他

◆簡単な加工等

NACCS
⇒ CHD
貨物取扱許可申請

※内容点検等は倉主でも登録可能のため、連携して対応願います。
簡単な加工等は事前に税関へ相談願います。



7 貨物の取扱い②

関税法第40条・基本通達40-1

第1項【自主管理】

- 1 内容点検
開披して内容品の品質又は数量を点検し、又はその機能について簡単な点検を行うこと
- 2 改装
包装を改める行為
- 3 仕分け
貨物を記号、番号別、荷主、仕向地別又はその名称等級別等の分類、選別すること
- 4 その他の手入れ
貨物の記号、番号の刷換え・貨物の現状を維持するための錆みがき、油さし、虫ぼし、風入れ、洗浄及びワックスかけ
原産地虚偽又は誤認表示された貨物について、その表示の抹消、取りはずし作業 等

第2項【要許可】

- 5 見本の展示
注文の取り集め等のため蔵置貨物の一部を一般の閲覧に供すること
- 6 簡単な加工
単純な工程によるもので、加工後において加工前の状態が判明できる程度のもの
- 7 その他これらに類するもの
輸出しようとする貨物のうち破損部分又は不良品をこれと同種の完全品と交換すること 等

許可が必要です！





7 貨物の取扱い③

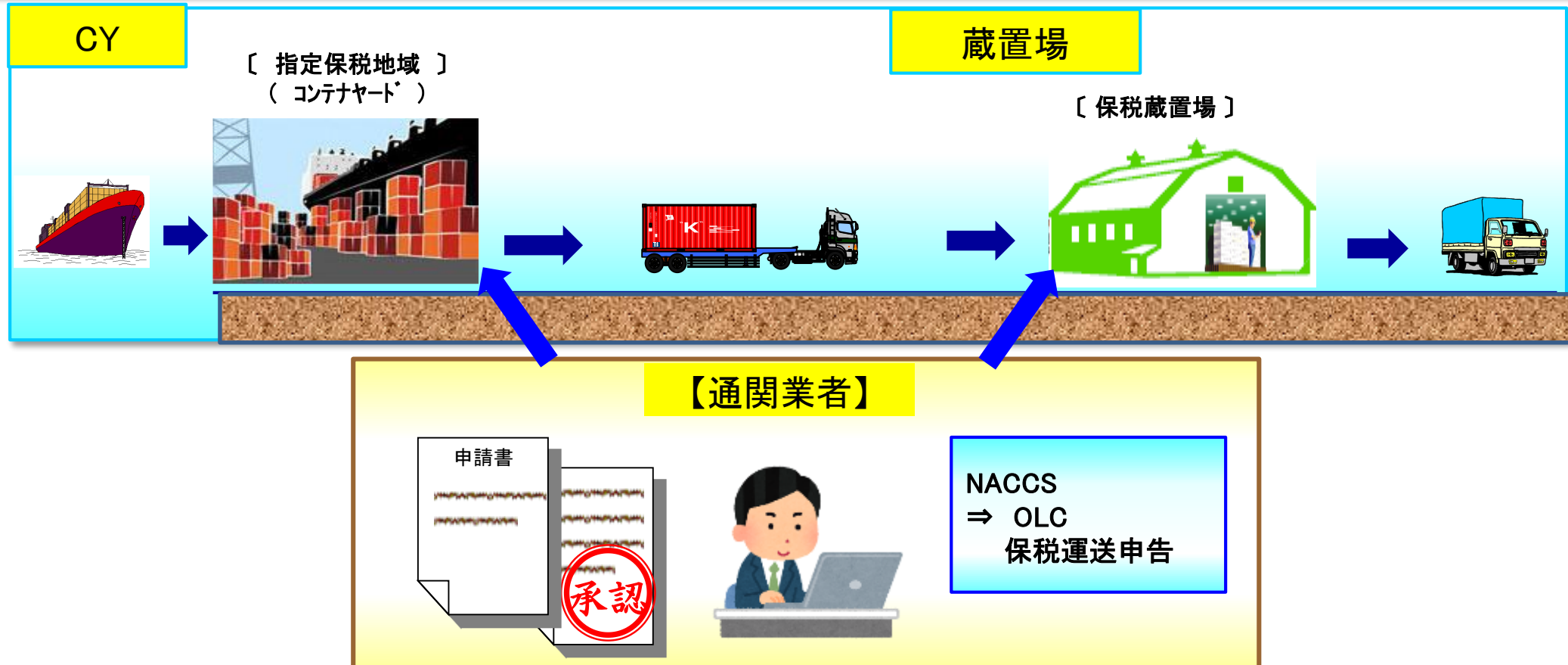
貨物取扱いのNACCS業務一覧

取扱い内容	登録業務
内容点検	SHN
改装・仕分け	SHS
仕合せ	CHU
取扱許可申請	CHD

8 保税運送①

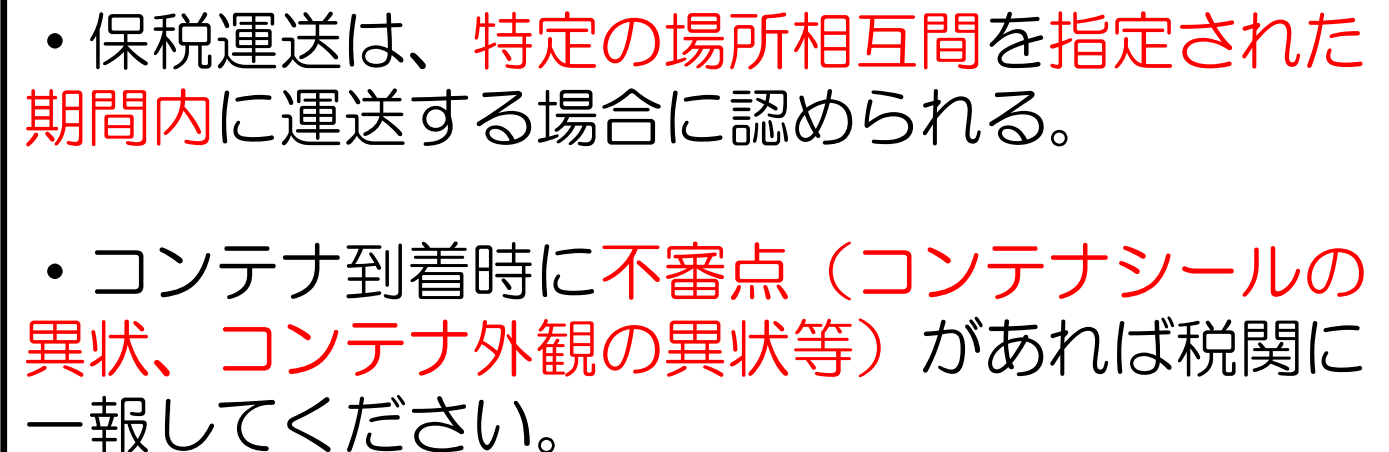
◎保税運送

外国貨物（郵便物、特例輸出貨物及び政令で定める貨物を除く。）を運送しようとする者は、**税関長に申告し、その承認を受けて** 開港、税関空港、保税地域、税関官署及び他所蔵置場所相互間に限り**外国貨物のまま運送することができる**（関税法第63条）



司門 保稅

- 【保税運送】
- N A C C S
業務コード：O L C 業務名：保税運送申告
- マニュアル 税関様式：C-4000



9 貨物の収容能力の増減等（含む工事届）①

◎許可面積の増減及び工事

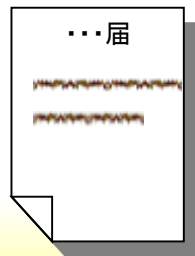
保税蔵置場の許可を受けた者は、当該保税蔵置場の貨物の収容能力を増加し、若しくは減少し、又はその改築、移転その他の工事をしようとするときは、**あらかじめ**その旨を税関に届け出なければならない。
（関税法第44条）

〔保税蔵置場〕



- ・面積の変更
- ・工事

【保税蔵置場】



貨物収容能力増減等の届

9 貨物の収容能力の増減等（含む工事届）②

税関様式C第3160号

貨物収容能力増減等の届

令和 年 月 日

税関御中

届出者
住 所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

関税法第44条第1項（第61条の4、第62条の7、第62条の15）の規定により下記のとおり
保税蔵置場
保税工場 について貨物の収容能力の増減等をしたので関係書類を添えて届け出ます。
保税展示場
総合保税地域

記

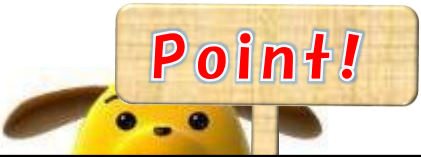
保税蔵置場 保税工場 保税展示場 総合保税地域	の名称及び
所 在 地	
貨物の収容能力の増減又は改築移転その他の工事の別（改築移転その他の工事についてはその概要）	
変更前の延べ面積	平方メートル
変更しようとする延べ面積（増減）	平方メートル
変更後の延べ面積	平方メートル
届出の事由	

(注) 1. 法人においては、届出者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
 なお、届出者が法人である場合で、あらかじめ法人の代表権者から役員又は従業員に対して委任する旨、保税地域の許可申請の際に税関へ包括して委任状の提出があった場合についてはその委任を受けた者の氏名で届け出ることができます。
 2. この届出書は2通提出して下さい。
 3. 不要の部分は抹消して下さい。
 4. 改築、移転その他の工事を行うとする場合は、「変更前の延べ面積」、「変更しようとする延べ面積」及び「変更後の延べ面積」の欄の記載は要しない。

(規格A4)

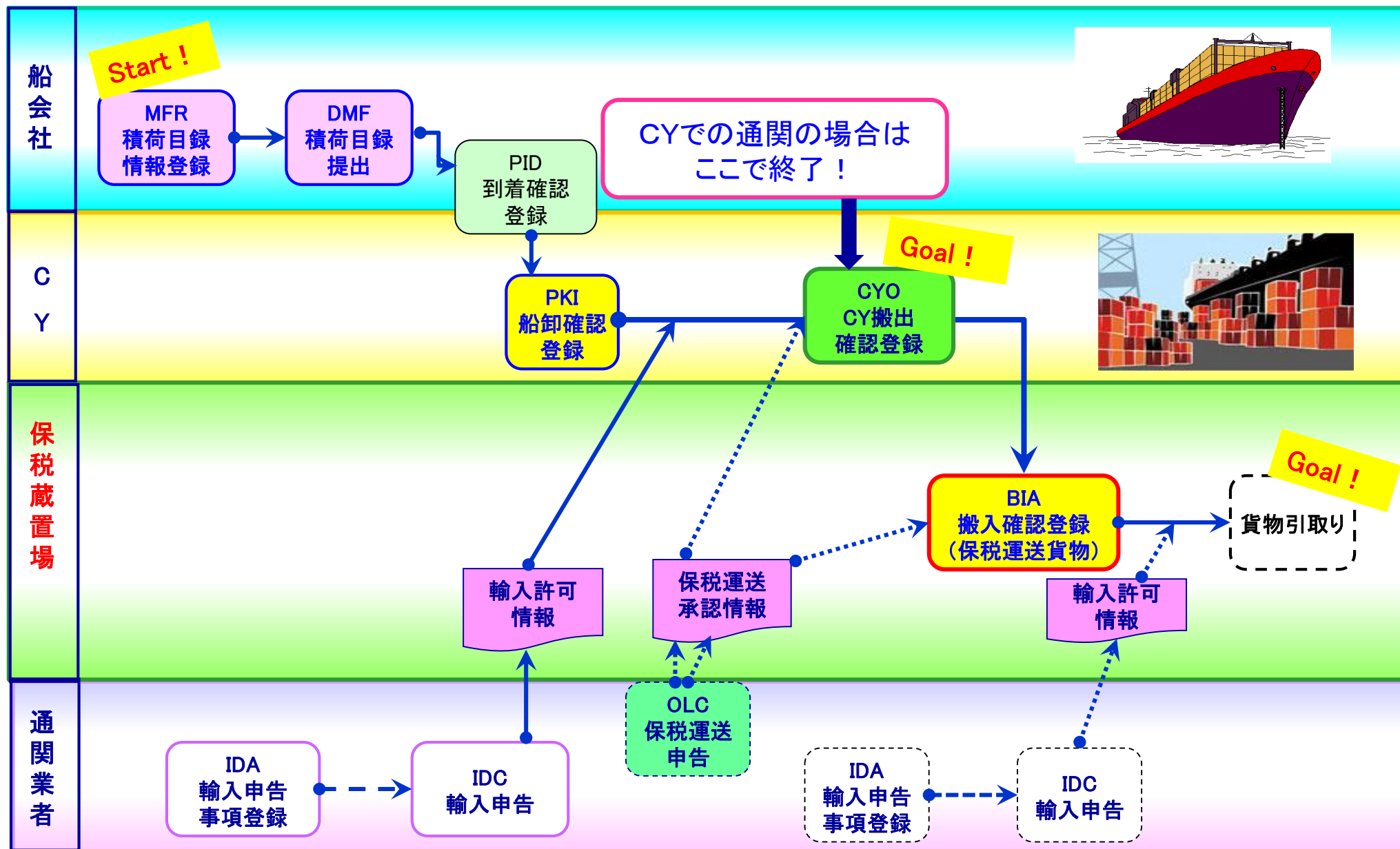
【貨物の収容能力の増減等（含む工事届）】

- NACCS
汎用申請 申請手続種別コード：H01等
- マニュアル 税関様式：C-3160

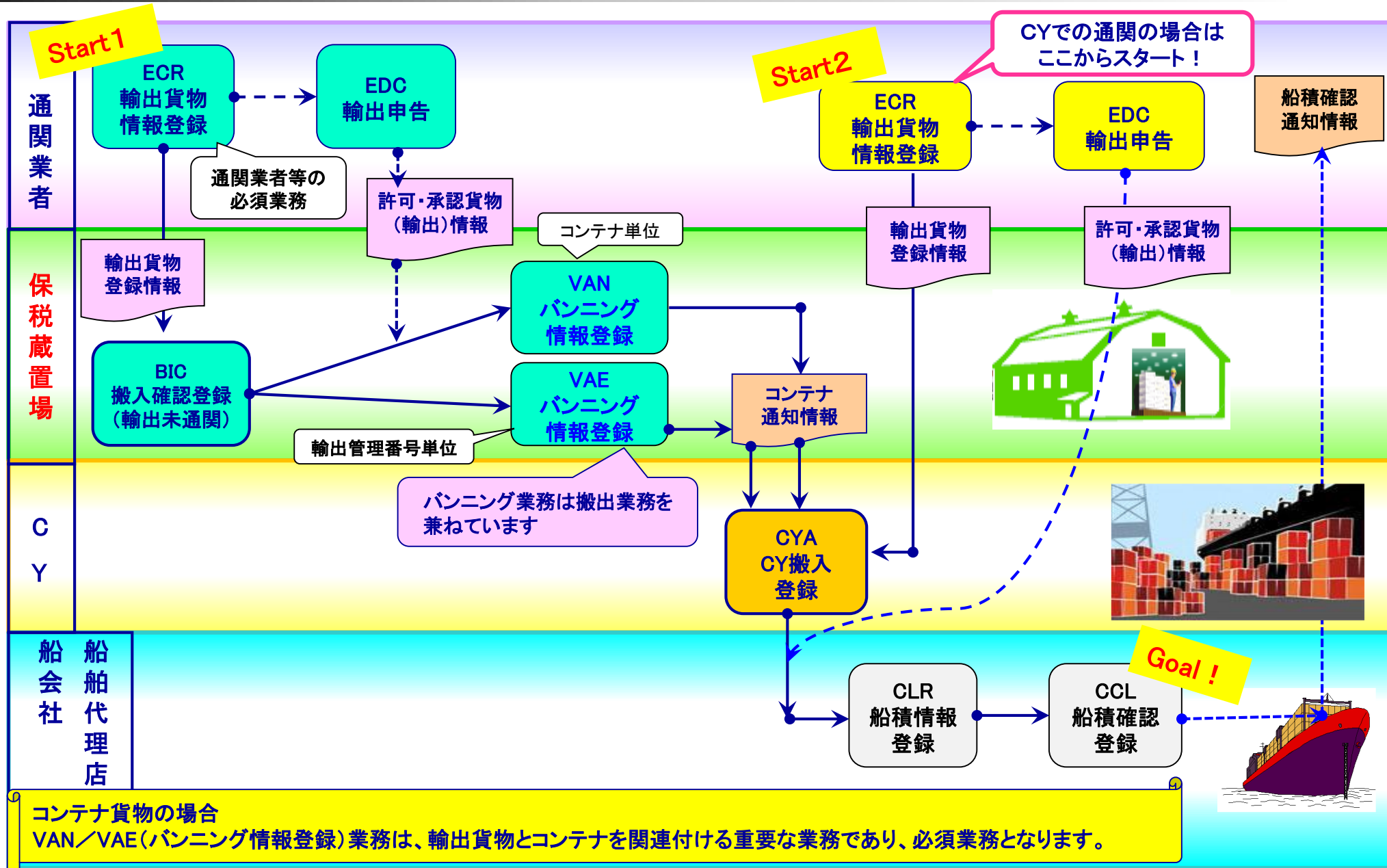


【ワンポイント】
 -増坪の上限について-
 →貨物の収容能力の増加分が、現に保税蔵置場として利用している蔵置場の収容能力を超えないものであること
 又は・・・貨物管理に関する社内管理規定若しくは関税法第51条第3号に規定する規則に変更をきたさないと認められる場合であること。（基本通達44-1）

10 NACCS業務（輸入コンテナ貨物）①



10 NACCS業務（輸出コンテナ貨物）②



11 NACCS揭示板

NACCS 揭示板

TOP NACCSのご利用方法 申込手続 (NSS) **NACCS業務仕様・関連資料** よくある問合せ

人・物・国をつなぐ
「総合的物流情報プラットフォームシステム」としてのNACCSを通じて、
国際物流の発展に貢献します。

航空運送貨物
を取り扱われるお客様へ

海上運送貨物
を取り扱われるお客様へ

NACCS 運送状況メール
配信サービス

運送状況
船期時刻 <24時間> [各国船期] 6/10 現在 / 正常運航中

新着情報
航空 海上 共有 税関 関係官庁

9/6/08 「運送状況の整備」 輸送業協会加盟会員のコードの訂正について (2014年7月23日)

9/6/08 NACCS/バック機能運用のお知らせ (2014年7月22日)

税関 税関業務コード (船期輸出入コード・付出人・付入人コード) を更新しました。 (2014年7月22日)

NACCS 揭示板

TOP NACCSのご利用方法 申込手続 (NSS) **NACCS業務仕様・関連資料** よくある問合せ

TOP > NACCS業務仕様・関連資料 > 業務仕様書・講習会資料

NACCS業務仕様・関連資料

業務仕様書 > **業務仕様書**

業務コード集

航空業務エラ メッセージ 検索

海上業務エラ メッセージ 検索

仕様書一覧

EDI仕様書

航空業務講習会資料

海上業務講習会資料

税関業務講習会資料

業務仕様書

業務コード集

航空業務エラ メッセージ 検索

海上業務エラ メッセージ 検索

仕様書一覧

EDI仕様書

航空業務講習会資料

海上業務講習会資料

税関業務講習会資料

Sea-NACCS業務講習会資料

業務資料 海上編

項目	資料	更新履歴
入出港業務	入出港 (7.76MBytes)	2016/08 (116KBytes)
	船会社用 船舶受委託関係のNACCS登録業務説 (677KBytes)	2016/08 (72.9KBytes)
	港湾手続 (4.39MBytes)	2016/08 (45.9KBytes)
通関業務	輸出通関 (5.25MBytes)	2016/08 (167KBytes)
	この資料は (通関業会主催) NACCS講習会に使用しています	
	輸入通関 (6.07MBytes)	2016/08 (192KBytes)
通関関連業務	関税等修正申告 (1.97MBytes)	2016/08 (70.5KBytes)
	関税等更正請求 (2.15MBytes)	2016/08 (61.1KBytes)
	当初輸入申告情報呼出し (1.38MBytes)	2016/08 (79.6KBytes)
海上・航空 共通資料	時間外届出 (975KBytes)	2016/08 (57.2KBytes)
	申告添付 (2.16MBytes)	2016/08 (84.5KBytes)
	保税 (4.85MBytes)	2016/08 (180KBytes)
保稅業務	この資料は (保税会主催) NACCS講習会に使用しています	
CY・船舶代理店業務	CY・船舶代理店 (2.09MBytes)	2016/08 (101KBytes)

12 税関への情報提供について

物流業・倉庫業関係者の皆様へ **密輸防止及び税関業務にご協力を!** Japan Customs need your assistance to stop smuggling!

「おかしいな」と思ったらすぐ通報 Please inform Customs, on the following occasions.

密輸ダイヤル 24時間受付 0120-461-961 シロイクロイ

税関は不正薬物や拳銃、爆発物などのテロ関連物資等の密輸防止に取り組んでいます。
Japan Customs enforces strict measures against the smuggling of illicit drugs, firearms, terrorism-related materials such as explosives.

Check コンテナ異常に関すること：不自然な補修、補修跡のあるコンテナを発見したとき。
When you encounter suspicious containers, which leaves a mark of unnatural repair.

Check 同一貨物であるにもかかわらず、異なるマークや何らかの目印が付されている貨物、また、重量が明らかに異なる貨物を発見したとき。
When you encounter cargoes with different marks among the others, or which weight is apparently different from the others despite having the same item and packaging.

Check 営業内容からみて、あまり関係なさそうな貨物やいつもと違う貨物だったり、商品についての説明が曖昧な輸入業者がいたとき。
When you encounter cargoes which does not seem to interrelate with the business of importers or related parties, seem different from regular practice, or which sent to a hotel, an apartment, a vacant house, a private mail box and so on.

Check 配送先がホテル、アパート、空き家、私書箱等であったとき。
When you encounter importers or related parties who cannot make a clear explanation about the cargoes they handle.

Check 通関を異常に急ぐ、税関の検査を異常に気にかけるなど、輸入者からの問い合わせが頻繁にあるとき。
When you encounter importers who unnaturally seek to rush Customs clearance, pay unusual attention to Customs inspection, or frequently asks whether the import permission has been granted.

Check インボイス記載の品名と異なる貨物や、品名に合致しない梱包状態の貨物を見つけたとき。
When you encounter the items which do not seem to match with the invoice, or unusual packaging considering the nature of the items.

Check その他：不審な噂を聞いたとき。
When you hear anything suspicious.

税関：密輸情報提供サイト <https://www.customs.go.jp/mizugiwa/mitsuyu/mitsuyu-dial.htm>

税関ホームページ <https://www.customs.go.jp/>

税関 密輸 検索

門司税関管内においては皆様のご協力をいただき、今後とも、保税制度の円滑な利用促進を進めていきたいと考えておりますので、ご不明な点などがあれば、いつでもお気軽にお問い合わせください。

門司税関監視部保税地域監督官

Tel : 050-3530-8387

E-mail : moji-hozei@customs.go.jp

また、「いつもと違う」など不審に思うことがございましたら、どんなことでも結構ですので、ご連絡ください。

ご清聴ありがとうございました



カスタムくん